



県章

山形県公報

令和4年3月18日(金)
第289号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(やまがた幸せデジタル推進課) ……214
- 公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則……………(食品安全衛生課) ……同
- 山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則…(工業戦略技術振興課) ……217
- 山形県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則……………(水産振興課) ……218
- 山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則……………(空港港湾課) ……225
- 山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………(同) ……同

告 示

- 県議会定例会の閉会……………(財 政 課) ……226
- 知事指定薬物の指定の失効……………(新型コロナウイルスワクチン接種総合企画課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……228
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……229
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……231
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……同
- 平成7年3月県告示第264号(山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額)の一部改正……………(工業戦略技術振興課) ……同
- 家畜の検査の実施……………(畜産振興課) ……232
- 同……………(同) ……233
- 家畜の注射の実施……………(同) ……234
- くろまぐろ(小型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更……………(庄内総合支庁水産振興課) ……同
- くろまぐろ(大型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(農村計画課) ……235
- 国土調査の成果の認証……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……236
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……237
- 都市計画の変更……………(都市計画課) ……同
- 平成19年3月県告示第304号(山形県港湾施設の概要)の一部改正……………(空港港湾課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(最上総合支庁建築課) ……238
- 県証紙売りさばき所の変更……………(会 計 局) ……239
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(同) ……同

教育委員会関係

告示

○指定管理者の指定.....241

病院事業局関係

規程

○山形県立病院料金規程の一部を改正する規程..... 同

規 則

山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第5号

山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年10月県規則第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「第3条第1項第13号、第19号及び第24号」を

「第3条第1項第12号、第18号及び第23号」に改める。

別表第4中 「第3条第1項第24号」を

「第3条第1項第23号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第6号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和40年12月県規則第89号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第7号中「第3条第1項第13号」を「第3条第1項第12号」に改める。

第2条第1号中「第2条第1項第17号ロ」を「第2条第1項第16号ロ」に改め、同条第4号中「第2条第1項第16号」を「第2条第1項第15号」に改め、同条第5号中「第3条第1項第25号」を「第3条第1項第24号」に改める。

第3条第4号中「第3条第1項第13号」を「第3条第1項第12号」に改める。

第4条第1項中「第2条第1項第16号」を「第2条第1項第15号」に改め、同条第2項中「第3条第1項第12号」を「第3条第1項第11号」に改める。

第5条中「第3条第1項第13号」を「第3条第1項第12号」に改める。

第6条及び第7条中「第3条第1項第19号本文」を「第3条第1項第18号本文」に改める。

第8条中「第3条第1項第19号ただし書」を「第3条第1項第18号ただし書」に改める。

別記様式第1号の注書第2項第2号中「第2条第1項第17号ロ」を「第2条第1項第16号ロ」に改め、同項第5

号中「第2条第1項第16号」を「第2条第1項第15号」に改め、同様式の別紙を次のように改める。

別紙

営業施設の構造設備の概要

1 構造

鉄筋コンクリート・木造モルタル・木造 階建

2 脱衣場

		男 子 用	女 子 用
面	積 (㎡)		
照	度 (ルクス)		
脱衣	棚 (かご) (個)		
換	気	窓・換気設備	窓・換気設備
洗面所 使用水 の種類	水 栓	水道・その他 ()	水道・その他 ()
	湯 栓	水道・その他 ()	水道・その他 ()

3 浴室

		男 子 用	女 子 用	
天井	の高さ (m)			
換	気	湯気抜き窓・機械換気	湯気抜き窓・機械換気	
窓	までの高さ (m)			
目	隠し	有・無	有・無	
照	度 (ルクス)			
洗場	の床の種類			
洗場	の床の勾配			
洗場	の面積 (㎡)			
内壁	の高さ (m)			
カ ラ ン	個 数	湯栓 水栓	湯栓 水栓	
	使用水 の種類	湯栓	水道・その他 ()	水道・その他 ()
		水栓	水道・その他 ()	水道・その他 ()

シャワー	個数		
	使用水の種類	水道・その他（ ）	水道・その他（ ）
打たせ湯	基数		
	使用水の種類	水道・その他（ ）	水道・その他（ ）
洗いおけ（個）			
腰掛（個）			
飲料水		有 ・ 無	有 ・ 無

4 浴槽

		男子用		女子用	
名称					
面積（㎡）					
深さ（m）					
洗場の床上の高さ（cm）					
踏段		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
使用水の種類	原湯	水道・温泉・その他（ ）	水道・温泉・その他（ ）	水道・温泉・その他（ ）	水道・温泉・その他（ ）
	原水	水道・その他（ ）	水道・その他（ ）	水道・その他（ ）	水道・その他（ ）
浴槽の容量（㎡）					
設置している循環ろ過装置の名称及びろ過能力（㎡/時間）					
循環してろ過された湯水の供給箇所		浴槽底面・その他（ ）	浴槽底面・その他（ ）	浴槽底面・その他（ ）	浴槽底面・その他（ ）
原水・原湯の注入口の位置		浴槽上面・その他（ ）	浴槽上面・その他（ ）	浴槽上面・その他（ ）	浴槽上面・その他（ ）
気泡発生装置等（有の場合はその種類）		有 ・ 無（ ）			

5 蒸気又は熱気を使用する浴室等

		男子用	女子用
面積（㎡）			

窓	縦（cm）		
	横（cm）		
シャワー等	湯水栓・湯水の出るシャワー	湯水栓・湯水の出るシャワー	
換気	給気口及び排気口・換気扇	給気口及び排気口・換気扇	
温度計	有・無	有・無	
温度調整器	有・無	有・無	
照度（ルクス）			

- 6 貯湯槽 有（ m³）・無
- 7 燃料の種類
油（種類：重油・軽油・灯油）・石炭・まき・その他（ ）
- 8 汚水排水方法
公共下水道・浄化槽・道路側溝・地下浸透・その他（ ）
- 9 便所

	男子用	女子用
大 便 用（個）		
小 便 用（個）		
照 度（ルクス）		
流水式手洗い設備	有・無	有・無
換 気	窓・換気設備	窓・換気設備

- 10 げた箱
男子用 個 女子用 個
- 11 ロッカー（携帯品保管用）
男子用 個 女子用 個
- 12 くず入れ
男子用 有・無 女子用 有・無
- 13 その他
別記様式第4号中「第3条第1項第13号」を「第3条第1項第12号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の別記様式第1号及び別記様式第4号の規定による用紙については、当分の間、使用することができる。

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第7号

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則（昭和27年11月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表中「

落下衝撃試験装置	30分	1,780円
----------	-----	--------

」を

「

落下衝撃試験装置	30分	2,070円
----------	-----	--------

」に、

「

耐水試験機	1時間	1,000円
-------	-----	--------

」を

「

電気計測機器	30分	530円
耐水試験機	1時間	1,000円

」に、

「

サポート材除去装置	1時間	730円
-----------	-----	------

」を

「

3Dモデルスキャナー	1時間	510円
材料押出方式3Dプリンタ	1時間	570円
3D光造形システム	1時間	2,040円
サポート材除去装置	1時間	730円
低出力レーザー加工機	30分	1,220円

」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

山形県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第8号

山形県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

山形県水産業協同組合法施行細則（平成7年3月県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を削り、同条第1号の2中「第11条の2第1項」を「第11条の3第1項」に、「別記様式第1号の2」を「別記様式第1号」に改め、同号を同条第1号とし、同条第1号の3中「別記様式第1号の3」を「別記様式第1号の2」に改め、同号を同条第1号の2とし、同条第2号中「第11条の4第1項」を「第11条の5第1項」に改め、同条第3号中「第11条の5」を「第11条の7」に改め、同条第4号中「第11条の8第1項ただし書（）」を「第11条の14第1項ただし書（同条第2項後段、）」に改め、同条第7号中「第100条の6第1項」を「第105条第1項」に改め、同条第9号中「第35条の2第1項ただし書」を「第34条の5第1項ただし書」に改め、同条第10号中「第100条の6第3項」を「第105条第3項」に、「仮理事の選任又は」を「一時理事若しくは監事の職務を行うべき者の選任又は」に、「仮理事の選任（）」を「一時理事等の選任（）」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(10)の2 法第43条第3項（法第92条第3項、法第96条第3項、法第100条第3項及び法第105条第3項において準用する場合を含む。）の規定による一時代表理事の職務を行うべき者の選任の請求 一時代表理事の職務を行うべき者の選任請求書（別記様式第10号の2）

第2条第11号中「法第86条第2項、」を削り、「第100条の6第3項」を「第105条第3項」に改め、同条第13号中「第54条の3第4項」を「第54条の4第4項」に改め、同条第14号中「法第86条第4項、」を削り、「第100条の6第4項」を「第105条第4項」に改め、同条第15号中「法第86条第2項、」を削り、「第100条の6第3項」を「第105条第3項」に改め、「法第68条第3項（法第86条第5項、法第96条第5項及び法第100条の6第5項において準用する場合を含む。）」を削り、「第86条第5項、法第91条の3第2項」を「第91条の2第2項」に、「第100条の6第5項において準用する場合を含む。）、法第86条第4項、法第91条の2第3項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）」を「第105条第5項において準用する場合を含む。）」に、「第100条の6第4項」を「第105条第4項」に改め、同条第16号中「法第86条第5項、」を削り、「第100条の6第5項」を「第105条第5項」に、「第91条の2第2項」を「第91条第2項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(16)の2 法第68条第4項（法第96条第5項において準用する場合を含む。）又は法第91条第4項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による解散の届出 解散届（別記様式第16号の2）

第2条第17号中「第68条第5項（法第86条第5項、」を「第68条第6項（」に、「第100条の6第5項」を「第105条第5項」に、「第91条の2第5項」を「第91条第6項」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(17)の2 法第68条の2第1項（法第86条第4項、法第92条第5項、法第96条第5項及び法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による事業を廃止していない旨の届出 事業を廃止していない旨の届出書（別記様式第17号の2）

(17)の3 法第68条の3第3項（法第86条第4項、法第92条第5項、法第96条第5項及び法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による組合の継続の届出 継続届（別記様式第17号の3）

第2条第18号中「法第86条第5項、」を削り、「第100条の6第5項」を「第105条第5項」に改め、同条第19号を次のように改める。

(19) 法第84条の7第2項の規定による定款の変更の届出 定款変更届出書（別記様式第19号）

第2条第19号の次に次の4号を加える。

(19)の2 法第85条の2第4項の規定による成立の届出 成立届（別記様式第19号の2）

(19)の3 法第85条の4第2項の規定による解散の届出 解散届（別記様式第19号の3）

(19)の4 法第85条の5第3項の規定による合併の届出 合併届（別記様式第19号の4）

(19)の5 法第86条の10の規定による組織変更の届出 組織変更届（別記様式第19号の5）

第2条第20号中「第87条の3第4項（」を「第87条の2第4項（同条第6項及び」に改め、同条第21号中「第87条の3第5項ただし書（法第100条第1項）を「第87条の2第5項ただし書（法第100条第1項及び法第100条の3第7項」に改め、同条第22号を次のように改める。

(22) 削除

第2条第23号中「第91条の3第2項」を「第91条の2第2項」に改める。

第4条中「法第86条第4項、」を削り、「第100条の6第4項」を「第105条第4項」に改める。

別記様式第1号を削る。

別記様式第1号の2中「㊸」を削り、「第11条の2第1項」を「第11条の3第1項」に、「第5条第1項第4号」を「第6条第1項第4号」に改め、同様式を別記様式第1号とする。

別記様式第1号の3中「㊸」を削り、同様式を別記様式第1号の2とする。

別記様式第2号中「㊸」を削り、「第11条の4」を「第11条の5」に改める。

別記様式第3号中「㊸」を削り、「第11条の5」を「第11条の7」に改める。

別記様式第4号中「㊸」を削り、「第11条の8第1項ただし書（（」を「第11条の14第1項ただし書（（第11条の14第2項後段、」に、「第11条の8第1項ただし書）」を「第11条の14第1項ただし書）」に改める。

別記様式第7号中「㊸」を削り、「第100条の6第1項」を「第105条第1項」に改める。

別記様式第8号中「㊸」を削る。

別記様式第9号中「㊸」を削り、「第35条の2第1項ただし書」を「第34条の5第1項ただし書」に改める。

別記様式第10号中「㊸」を削り、「仮理事の選任（役員の選挙又は選任のための総会等の招集）請求書」を「一時理事等の選任（役員の子選挙又は選任のための総会等の招集）請求書」に、「仮理事の選任（役員の子選挙又は選任のための総会等の招集）」に、「第100条の6第3項」を「第105条第3項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第10号の2

年 月 日

山形県知事 殿

組合員その他の利害関係人
住 所
氏名（名称及び代表者氏名）
（電話番号 ）

一時代表理事の職務を行うべき者の選任請求書

一時代表理事の職務を行うべき者の選任について、水産業協同組合法第43条第3項（（第92条第3項、第100条第3項、第105条第3項）において準用する同法第43条第3項）の規定により、次のとおり請求します。

- 1 請求に係る水産業協同組合の住所及び名称
- 2 請求者と水産業協同組合との関係
- 3 代表理事の職務を行う者がいない事実を確認した経緯
- 4 予想される損害の具体的内容

別記様式第11号中「㊟」及び「第86条第2項、」を削り、「第100条の6第3項」を「第105条第3項」に改める。
別記様式第12号中「㊟」を削る。

別記様式第13号中「㊟」を削り、「第54条の3第4項」を「第54条の4第4項」に、「第54条の3第3項」を「第54条の4第3項」に改める。

別記様式第14号中「㊟」を削り、「が連署する」を「の氏名を記載する」に改め、「第86条第4項、」を削り、「第100条の6第4項」を「第105条第4項」に改め、「第86条第2項、」を削り、「第100条の6第3項」を「第105条第3項」に改め、「又は漁業生産組合」、「漁業協同組合にあつては」及び「、漁業生産組合にあつては同法第80条及び第81条の条件を具備することを証明する書面」を削る。

別記様式第15号中「㊟」を削る。

別記様式第16号中「㊟」及び「第86条第5項、」を削り、「第100条の6第5項」を「第105条第5項」に、「第91条の2第2項」を「第91条第2項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第16号の2

年 月 日

山形県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名
（電話番号 ）

解 散 届

本水産業協同組合は、 年 月 日に解散したので、水産業協同組合法第68条第4項（第96条第5項において準用する同法第68条第5項、第91条第4項、第100条第5項において準用する同法第91条第4項）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 理由書（解散の理由を証明する書面を含む。）
- 2 定款
- 3 財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 4 清算人となるべき者の住所及び氏名を記載した書面

別記様式第17号中「㊟」を削り、「第68条第5項」を「第68条第6項」に改め、「第86条第5項、」を削り、「第100条の6第5項」を「第105条第5項」に、「第91条の2第5項」を「第91条第6項」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第17号の2

年 月 日

山形県知事 殿
 （水産業協同組合の代表理事からの届出の場合）

住 所
 名 称
 代表者氏名
 （電話番号 ）

（代理人からの届出の場合）

代理人氏名
 代理人住所
 （電話番号 ）

事業を廃止していない旨の届出書

本水産業協同組合は事業を廃止していないので、水産業協同組合法第68条の2第1項（（第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項、第100条第5項）において準用する同法第68条の2第1項）の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 水産業協同組合の名称
- 2 主たる事務所
- 3 代表理事の氏名
- 4 代表理事の住所
- 5 まだ事業を廃止していない旨
- 6 届出年月日

添付書類

代理人によって届出をする場合は、その権限を証する書面

様式第17号の3

年 月 日

山形県知事 殿

住 所
 名 称
 代表者氏名
 （電話番号 ）

継 続 届

本水産業協同組合を継続したので、水産業協同組合法第68条の3第3項（（第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項、第100条第5項）において準用する同法第68条の3第3項）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 水産業協同組合の継続を決議した総会（総代会）の議事録の抄本
- 2 継続の登記に係る登記事項証明書

別記様式第18号(1)中「㊟」を削り、「が連署する」を「の氏名を記載する」に改め、「第86条第5項、」を削り、「第100条の6第5項」を「第105条第5項」に改める。

別記様式第18号(2)中「㊟」及び「第86条第5項、」を削り、「第100条の6第5項」を「第105条第5項」に改める。

別記様式第19号を次のように改める。

様式第19号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名
(電話番号)

定款変更届出書

定款を変更したので、水産業協同組合法第84条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 変更に係る条文の新旧対照表
- 3 総会議事録謄本
- 4 その他知事が必要と認める書類

別記様式第19号の次に次の5様式を加える。

様式第19号の2

年 月 日

山形県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名
(電話番号)
(以下発起人全員の氏名を記載すること。)

成 立 届

本漁業生産組合は、年 月 日に成立したので、水産業協同組合法第85条の2第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 設立した漁業生産組合の住所及び名称
- 2 成立年月日

添付書類

- 1 定款
- 2 登記事項証明書

様式第19号の3

年 月 日

山形県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名
(電話番号)

解 散 届

本漁業生産組合は 年 月 日に解散したので、水産業協同組合法第85条の4第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 理由書（解散の理由を証明する書面を含む。）
- 2 定款
- 3 財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 4 清算人となるべき者の住所及び氏名を記載した書面
- 5 総会の決議により解散した場合にあっては解散を決議した総会の議事録及び解散の登記に係る登記事項証明書、その他の場合（法第86条第4項において準用する法第68条第1項第3号の事由により解散した場合を除く。）にあっては解散の登記に係る登記事項証明書

様式第19号の4(1)

年 月 日

山形県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名
(電話番号)

合 併 届

漁業生産組合を合併したので、水産業協同組合法第85条の5第3項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 新たに設立した漁業生産組合の住所及び名称
- 2 解散した漁業生産組合の住所及び名称
- 3 合併年月日

添付書類

- 1 新たに設立した漁業生産組合の定款
- 2 新たに設立した漁業生産組合の登記事項証明書

備考 この様式は、新設合併の場合に使用すること。

様式第19号の4(2)

年 月 日

山形県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名
(電話番号)

合 併 届

漁業生産組合を合併したので、水産業協同組合法第85条の5第3項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 合併後存続する漁業生産組合の住所及び名称
- 2 解散した漁業生産組合の住所及び名称
- 3 合併年月日

添付書類

登記事項証明書

備考 この様式は、吸収合併の場合に使用すること。

様式第19号の5

年 月 日

山形県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名
(電話番号)

組織変更届出書

本漁業生産組合は、年 月 日に組織変更したので、水産業協同組合法第86条の10の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 変更年月日 年 月 日
- 2 変更前の名称

添付書類

- 1 組織変更計画
- 2 組織変更計画を承認した総会の議事録の謄本
- 3 登記事項証明書

別記様式第20号中「㊟」を削り、「第87条の3第4項」を「第87条の2第4項」に改める。

別記様式第21号中「㊟」を削り、「第87条の3第5項ただし書」を「第87条の2第5項ただし書」に、「同法第100条第1項」を「(第100条第1項、第100条の3第7項)」に改める。

別記様式第22号を次のように改める。

様式第22号 削除

別記様式第23号中「㊟」を削り、「第91条の3第2項」を「第91条の2第2項」に、「第91条の3第1項第1号」を「第91条の2第1項第1号」に改める。

別記様式第24号及び別記様式第25号中「㊟」及び「(同意者が押印したもの)」を削る。

別記様式第26号から別記様式第32号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第1号の2から別記様式第4号まで、別記様式第7号から別記様式第21号まで及び別記様式第23号から別記様式第32号までの規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、当分の間使用することができる。

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

山形県知事 吉村 美栄子

山形県規則第9号

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則（昭和51年5月県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第3条中「多目的広場」を「多目的広場、東ふ頭交流施設の休憩所」に改める。

別記様式第1号(12)を別記様式第1号(13)とし、別記様式第1号(11)を別記様式第1号(12)とし、別記様式第1号(10)を別記様式第1号(11)とし、別記様式第1号(9)を別記様式第1号(10)とし、別記様式第1号(8)を別記様式第1号(9)とし、別記様式第1号(7)の次に次の1様式を加える。

様式第1号(8)

港湾施設通常使用承認申請書

東ふ頭交流施設使用承認申請書	
年 月 日	
殿	
住所	
申請者 氏名	
電話	
（法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者氏名）	
山形県港湾施設管理条例第5条の規定により、東ふ頭交流施設を使用したいので承認くださるよう申請します。	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用目的	
使用面積	m ²
誓約事項	<input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利する使用でないことを誓約します。
※承認通知欄	指令第 号 (使用料の額 円)

(注) 1 誓約事項について誓約する場合は、□にレ印を記入してください。

2 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。

3 ※印の付いている欄は、記入しないでください。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年3月18日

山形県知事 吉村 美栄子

山形県規則第10号

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（令和2年3月県条例第28号）の施行期日は、令和4年4月1日とする。

告 示

山形県告示第176号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和4年2月17日招集した山形県議会定例会は、同年3月17日閉会した。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第177号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) エチル＝2－〔1－（5－フルオロペンチル）－1H－インドール－3－カルボキサミド〕－3,3－ジメチルプタノアート及びその塩類（通称名5F－EDMB－PICA、5F－EDMB－2201）
- (2) 2－（3－メトキシフェニル）－2－（プロピルアミノ）シクロヘキサン－1－オン及びその塩類（通称名Methoxpropamine、MXPr）
- (3) 2－〔（4－エトキシフェニル）メチル〕－5－ニトロ－1－〔2－（ピロリジン－1－イル）エチル〕－1H－ベンゾ〔d〕イミダゾール及びその塩類（通称名Etonitazepyne、N-Pyrrolidino Etonitazene）
- (4) 1,2－ジフェニル－2－（ピロリジン－1－イル）エタン－1－オン及びその塩類（通称名α-D2PV、A-D2PV）

2 失効の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に指定されたため

3 失効年月日

令和4年3月17日

山形県告示第178号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
か が み 薬 局 東 大 町 店	酒田市東大町三丁目38番地の6	令和 3.11. 1
ひ ろ の 薬 局	酒田市広野字上通183番地	令和 4. 2. 1

山形県告示第179号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地
 こころの花クリニック
 鶴岡市西茅原町13番24号
 (2) 変更の内容

指定医療機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
鶴岡市茅原字西茅原42番地 1	鶴岡市西茅原町13番24号	令和 3. 8. 28

- 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地
 あい薬局新橋店
 酒田市新橋一丁目14番地の6
 (2) 変更の内容

指定医療機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
酒田市新橋一丁目14番 6 号	酒田市新橋一丁目14番地の 6	令和 3. 11. 1

- 3 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地
 アイン薬局鶴岡山王店
 鶴岡市山王町14番 1 号
 (2) 変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
ハート調剤薬局山王店	アイン薬局鶴岡山王店	令和 3. 12. 1

- 4 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地
 アイン薬局鶴岡七日町店
 鶴岡市本町二丁目11番22号
 (2) 変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
ハート調剤薬局七日町店	アイン薬局鶴岡七日町店	令和 3. 12. 1

- 5 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地
 アイン薬局鶴岡本町店
 鶴岡市本町三丁目17番19号
 (2) 変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
ハート調剤薬局鶴岡店	アイン薬局鶴岡本町店	令和 3.12. 1

6 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

アイン薬局鶴岡ひよし店
鶴岡市日吉町11番11号

(2) 変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
ハート調剤薬局ひよし店	アイン薬局鶴岡ひよし店	令和 3.12. 1

山形県告示第180号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
美咲クリニック 由良診療所	鶴岡市由良三丁目1番43号	令和 3.11.30
十日町高橋歯科医院	上山市十日町5番19号	同
ひまわり薬局 こびあ酒田店	酒田市泉町1-15	同 12. 1

山形県告示第181号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
金山調剤薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	最上郡金山町大字金山509番地2	令和 2. 5. 1

かむろ薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	新庄市東谷地田町2番5号	令和 3.10. 1
洋々会秋葉医院	通所リハビリテー ション 介護予防通所リハ ビリテーション	東村山郡中山町大字長崎303番地8	同 12. 1
居宅介護支援事業所ソーレ東 根	居 宅 介 護 支 援	東根市温泉町二丁目5番3-5号	同 12. 8
コスモ調剤薬局高田店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	寒河江市高田一丁目10番15号	同 12.28
ゆのはま薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	鶴岡市下川字七窪2番地1202	令和 4. 1. 8
亀城薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	酒田市亀ヶ崎二丁目4番35号	同
大町調剤薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	新庄市沖の町3番3号	同
まつもと薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	新庄市大字松本字東浦485番地6	同
おおもり薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	東根市神町北三丁目2-12号	同
舟形調剤薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	最上郡舟形町舟形352番地10	同

山形県告示第182号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
庄内たがわ農業協同組合
鶴岡市長沼字宮前23番1
- (2) 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
鶴岡市上藤島字備中下3番の1	鶴岡市長沼字宮前23番1	平成30. 9. 25

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
 アイン薬局鶴岡山王店
 鶴岡市山王町14番1号

(2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
ハート調剤薬局山王店	アイン薬局鶴岡山王店	令和 3.12. 1

- 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
 アイン薬局鶴岡本町店
 鶴岡市本町三丁目17番19号

(2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
ハート調剤薬局鶴岡店	アイン薬局鶴岡本町店	令和 3.12. 1

- 4 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
 アイン薬局鶴岡七日町店
 鶴岡市本町二丁目11番22号

(2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
ハート調剤薬局七日町店	アイン薬局鶴岡七日町店	令和 3.12. 1

- 5 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
 アイン薬局鶴岡ひよし店
 鶴岡市日吉町11番11号

(2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
ハート調剤薬局ひよし店	アイン薬局鶴岡ひよし店	令和 3.12. 1

山形県告示第183号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
林歯科医院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	酒田市富士見町一丁目10番地の8	令和 3. 8. 12

山形県告示第184号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の氏名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指定年月日
奥 山 泉	レイス治療院	東置賜郡高畠町大字福沢551-1	令和 3. 10. 25
島 貫 賢 哉	レイス治療院	東置賜郡高畠町大字福沢551-1	同 12. 1

山形県告示第185号

平成7年3月県告示第264号（山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の項の表中「3,080円」を「3,440円」に改める。

4 デザイン、モデル製作(2)モデル製作の項を次のように改める。

(2) モデル製作

項目	単位	金額	
モデル造形	3Dモデルスキャン	1時間	2,930円
	モデル造形（インクジェット方式（白色かつ硬質の樹脂））	1件	4,910円。ただし、樹脂の使用量が10グラムを超える場合は、4,910円にその10グラムを超える樹脂の使用量10グラムにつき1,000円を加算した額

	モデル造形（インクジェット方式（白色かつ硬質の樹脂以外の樹脂））	1 件	7,150円。ただし、樹脂の使用量が10グラムを超える場合は、7,150円にその10グラムを超える樹脂の使用量10グラムにつき1,160円を加算した額
	モデル造形（材料押出方式）	1 件	2,980円。ただし、樹脂の使用量が10グラムを超える場合は、2,980円にその10グラムを超える樹脂の使用量10グラムにつき90円を加算した額
	モデル造形（光造形方式）	1 件	4,460円。ただし、樹脂の使用量が10グラムを超える場合は、4,460円にその10グラムを超える樹脂の使用量10グラムにつき1,000円を加算した額
	低出力レーザー加工	1 時間	4,440円
洗浄処理		1 時間	3,030円

山形県告示第186号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 実施の目的

牛のヨーネ病及び蜜蜂の腐蝕病^その発生を予防し、並びに牛のブルセラ症、結核及びアカバネ病の発生を予察するため

2 実施する区域

県内全域。ただし、3の表牛のヨーネ病の検査の項の1及び2に掲げる牛のヨーネ病の検査にあつては、米沢市、酒田市（平成17年10月31日における飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の区域に限る。）、上山市、天童市、尾花沢市、南陽市、東村山郡中山町、最上郡最上町、同郡大蔵村及び飽海郡遊佐町の区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものとする。ただし、牛のヨーネ病、ブルセラ症及び結核の検査にあつては、生後6月未満の牛を除く。

区 分	家 畜 の 種 類 及 び 範 囲
牛のヨーネ病の検査	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛（4から7までに該当するものを除く。） 2 1の牛と同一施設内で飼養している牛（3から7までに該当するものを除く。） 3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（5に該当するもの及び自家用牛に種付けするものを除く。） 4 3の牛と同一施設内で飼養している牛 5 共同牧野等に放牧する牛 6 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛で県外から移入したもの 7 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛で県外から移入したもの 8 家畜を集合させる催事に出品しようとする牛であって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
蜜蜂の腐蛆病の検査	採蜜の用に供し、又は供する目的で飼養している蜜蜂で県外へ移出しようとするもの
牛のブルセラ症及び結核の検査	1 種付けの用又は搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している輸入牛（2に該当するものを除く。）で別に定める基準日において輸入から1年以上を経過しているもの（牛のブルセラ症及び結核の検査を受けたものを除く。）であって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（牛のブルセラ症及び結核の検査を受けたもの及び自家用牛に種付けするものを除く。） 3 家畜を集合させる催事に出品しようとする牛であって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
牛のアカバネ病の検査	実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認める越冬していない牛

4 実施の期日及び場所

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所

5 検査の方法

- (1) 牛のヨーネ病の検査にあつては、予備的抗体検出法による検査、リアルタイムPCR法による検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査
- (2) 蜜蜂の腐蛆病の検査にあつては、肉眼的検査及び細菌学的検査
- (3) 牛のブルセラ症の検査にあつては、酵素免疫測定法による検査、疫学的検査及び臨床検査
- (4) 牛の結核の検査にあつては、ツベルクリン検査、疫学的検査及び臨床検査
- (5) 牛のアカバネ病の検査にあつては、血清学的検査

山形県告示第187号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の死体の所有者に対し、当該死体について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、家畜伝染病予防法第16条の規定によりと殺された場合及び家畜防疫員が病原体を散逸させるおそれがあると判断した場合を除く。

- (1) 死亡前に家畜伝染病予防法第13条の2第1項及び第4項並びに家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項第5号の規定に基づく同法第13条の2第1項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第4項の農林水産大臣の指定する検体並びに同令第9条第2項第5号の農林水産大臣が指定する症状（平成23年農林水産省告示第1865号）第3号に規定する症状を呈していた若しくは呈していた可能性が高い牛の死体
- (2) 月齢又は推定月齢が満48月以上で死亡した牛の死体であって、死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していたもの
- (3) 月齢又は推定月齢が満96月以上で死亡した牛の死体

4 実施の期日及び場所

- (1) 期日 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (2) 場所 山形市大字中野字的場936番地（山形県家畜死体保冷保管施設）。ただし、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が別途指示した場合は、その場所

5 検査の方法

酵素免疫測定法による検査、ウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査

山形県告示第188号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する注射を受けることを命ずる。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 実施の目的

豚及びいのししの豚熱の発生を予防するため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

飼養している豚及びいのししであって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日及び場所

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所

5 注射の方法

皮下又は筋肉内注射

山形県告示第189号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第190号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第191号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
村山市大字大久保地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和3年8月12日から令和4年2月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第192号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
遊佐町
- 2 調査を行った期間
令和2年6月3日から令和4年1月28日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
遊佐町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
吉出の一部
- 5 認証年月日
令和4年3月9日

山形県告示第193号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
村山市西部土地改良区
- 2 事務所の所在地
村山市大字湯野沢1749番地14
- 3 認可年月日
令和4年3月10日

山形県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年3月18日から同年4月1日まで縦覧に供する。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形山寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
山形市薬師町二丁目440番9から 同 440番12まで		旧	20.5メートル } 20.0	66メートル
同	上	新	32.4メートル } 20.0	同上

山形県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和4年3月18日から同年4月1日まで縦覧に供する。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
長井市五十川字東五十川3564番1から 同 3395番1まで		旧	53.0メートル } 20.0	45メートル
同	上	新	53.0メートル } 20.0	同上

山形県告示第196号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
寒河江市幸生地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和3年7月5日から同年10月29日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量、地形測量、路線測量）

山形県告示第197号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
西置賜郡小国町東滝地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和3年10月18日から令和4年2月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（3級基準点測量）

山形県告示第198号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
西置賜郡小国町金目地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和3年10月18日から令和4年2月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（3級基準点測量）

山形県告示第199号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 酒田都市計画道路
 - (2) 名 称 1・3・2号酒田遊佐線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧の場所
県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁道路計画課

山形県告示第200号

平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

なお、関係図面は、県土整備部空港港湾課及び山形県港湾事務所において縦覧に供する。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 酒田港(1)第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項

の表臨港交通施設Dの項中 「橋りょう」 を 「^{りょう}橋梁」 に改め、同表中 「荷さばき施設F」 を

「荷さばき施設及び移動式施設F」 に改め、同表保管施設Hの項中

	大浜ふ頭第1野積場	-22	17,220	
危険物置場	屋外タンク貯蔵所	5-26		1.1キロリットル

「大浜ふ頭第1野積場 -22 17,220」 に改め、同表船

船役務用施設 I の項中 「給水施設」 を 「船舶のための給水施設」 に改め、同表港湾公害防止施設 J の項中
 「導水施設」 を 「汚濁水の浄化のための導水施設」 に改め、同表港湾管理施設 N の項中 「資材倉庫」 を 「港湾管理用資材倉庫」 に

改める。

1 酒田港(2)第1酒田プレジャーボートスポットの港湾施設の項の表係留施設 C の項及び1 酒田港(3)第2酒

田プレジャーボートスポットの港湾施設の項の表係留施設 C の項中 「さん橋」 を 「栈橋」 に改める。

2 加茂港(2)金沢地区の港湾施設の項の表中 「港湾施設用地○」 を 「港湾施設用地○ 港湾施設用地」

に改める。

3 鼠ヶ関港(1)鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項の表臨港交通施設 D の項中 「橋りょう」 を

「橋梁」 に改め、同表船舶役務用施設 I の項中 「給水施設」 を 「船舶のための給水施設」 に改める。

3 鼠ヶ関港(2)鼠ヶ関マリーナの港湾施設の項の表係留施設 C の項中 「さん橋」 を 「栈橋」 に
 「浮さん橋」 を 「浮栈橋」

改める。

山形県告示第201号

次の開発行為は、完了した。

令和4年3月18日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 許可番号
令和3年10月4日 指令最総建第11号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
最上郡真室川町大字川ノ内字悪土2008番1、2010番1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
新庄市大字福田字福田山711番73 もがみ中央農業協同組合

山形県告示第202号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人の名称 及び代表者氏名	売りさばき所の所在地		承認年月日
	変 更 前	変 更 後	
株式会社荘内銀行 取締役頭取 田尾 祐一	新庄市栄町6番1号	同 左	令和 4. 2. 25
	最上郡最上町大字向町605番5	同 左	
	最上郡金山町大字金山407番地	同 左	
	鶴岡市本町一丁目9番7号	同 左	
	鶴岡市大山二丁目16番33号	同 左	
	鶴岡市藤島字笹花25番地		
	酒田市本町一丁目2番52号	同 左	
	酒田市観音寺字町後33番地の1	同 左	
	飽海郡遊佐町遊佐字京田103番地	同 左	

山形県告示第203号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「	米沢西支店	米沢市丸の内二丁目4番19号	「	」	
	米沢駅前支店	東三丁目1番46号	「	」	を
」					

「	米沢駅前支店	米沢市東三丁目1番46号	「	」	に、
」					

〃	米沢市役所出張所	〃	〃	〃
〃	米沢南支店	〃	丸の内二丁目4番19号	〃

を

〃	米沢西支店	〃	〃	〃
〃	米沢市役所出張所	〃	〃	〃
〃	米沢南支店	〃	〃	〃

に改める。

別表第3中

〃	藤島支店	鶴岡市藤島字笹花25番地
〃	遊佐支店	飽海郡遊佐町遊佐字京田103番地

を

〃	遊佐支店	飽海郡遊佐町遊佐字京田103番地
---	------	------------------

に改める。

別表第4中

〃	朝暘町支店	〃	〃
---	-------	---	---

を

〃	藤島支店	〃	〃
〃	朝暘町支店	〃	〃

に改める。

別表第5中

株式会社	北都銀行酒田支店	酒田市中町一丁目13番8号	株式会社酒田中央支店 荘内銀行
株式会社	七十七銀行山形支店	山形市香澄町三丁目1番3号	株式会社県庁支店 山形銀行

を

株式会社	七十七銀行山形支店	山形市香澄町三丁目1番3号	株式会社県庁支店 山形銀行
------	-----------	---------------	------------------

に、

株式会社きらやか銀行 山形北支店	山形市旅籠町三丁目2 番3号	〃 県庁支店	を に改める。
株式会社北都銀行 酒田支店	秋田県にかほ市象潟町 字後田77番地1	株式会社山形営業部 荘内銀行	
株式会社きらやか銀行 山形北支店	山形市旅籠町三丁目2 番3号	株式会社県庁支店 山形銀行	

別表第6中 「 〃 上町五丁目1
番1号 」 を 「 〃 上町三丁目6
番45号 」 に改める。

附 則

この規程は、令和4年3月22日から施行する。

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年3月18日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 菅 間 裕 晃

- 1 公の施設の名称 山形県体育館及び山形県武道館
- 2 指定した団体 山形市長苗代61番地
公益財団法人山形市スポーツ協会
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第3号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月18日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中	新生児先天性代謝異常検査検体採取料	1回につき	3,070円	を
-------	-------------------	-------	--------	---

新生児先天性代謝異常検査	検体採取料	1回につき	3,070円
	追加検査料（原発性免疫不全症検査及び脊髄性筋萎縮症検査）	1回につき	5,500円

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。